

八ヶ岳自然クラブ会則

第 1 条(名称)

本会は、八ヶ岳自然クラブ(以下会という)と称する。

第 2 条(目的)

本会は八ヶ岳南麓の豊かな自然の中で生息する動植物の観察をベースに、その態系の調査・保護、また、地域一帯の自然環境の保全に努めることを目的とする。

第 3 条(所在地)

本会の所在地は会計宅に置く。

第 4 条(会員)本会は第 2 条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

第 5 条(活動)

本会は、第 2 条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 自然観察会(毎月)

自然観察に精通した会員や外部講師を招き、自然の解説をする。
また、自然観察会の時には清掃活動も行う。

2. 調査・保護活動

八ヶ岳南麓の動植物の生態調査及び、保護活動を行う。

3. 講演会

外部講師等の専門家を招き、会員の自然に対する知識を深める。

4. その他本会の目的に合致する活動を行う。

第 6 条(運営委員会)

1. 運営委員会の構成

運営委員及び運営委員会で必要と認めた会員

2. 運営委員会の役割

- * 観察会・講演会その他の活動の企画を討議し、決定する。
- * 調査・保護活動の企画・進捗状況の確認
- * その他重要案件の討議

第 7 条(運営委員の選任)

運営委員は会員の中から推挙し、総会の承認を得るものとする。

第 8 条(運営委員の任期)

運営委員の任期は 2 年とするが再任は妨げない。

第 9 条(運営委員の役割)

運営委員会では次の役割を分担、合議で運用する。
一部役割は各「運営委員」の専任となる場合もある。

1. 代表 会を代表し、会を総括する。
2. 会計 会の会計を処理する。
3. 事務局会の業務を遂行する。

第 10 条(会計監査)

会の会計を監査し、総会で監査結果を報告する。
人数は 2 名以内とし、会員の中から推挙する。
任期は 2 年とするが再任は妨げない。

第 11 条(顧問)

本会には顧問を若干名置くことが出来る。
顧問は運営委員会からの要請に基づいて本会の運営にかかわる助言を行う。

第 12 条(総会)

1. 総会は年 1 回開催し、活動報告・決算報告・監査報告・活動計画・予算計画及び運営委員の承認、その他会の大綱を審議し、決定等を行う。
2. 総会は代表がこれを召集する。
3. 議案は出席人数の過半数の賛成をもって可決とする。
4. 会の運営上、緊急を要する重要議案は、運営委員会で審議決定され、後日総会で報告されるものとする。

第 13 条(会計)

本会の運営に必要な経費は、会費・助成金・寄付金・活動に伴う収入等によって充当する。

第 14 条(会費・参加費)

会費・参加費の額は別に定める。

第 15 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 16 条(会則の改定)

会則の改定は総会の承認を得るものとする。

第 17 条(補則)

本会はこの会則に従って実施される全ての活動中に発生した怪我、事故などの責任を負わないものとする。

第 18 条（設立年月日）

本会の設立年月日は 2000 年 2 月 1 日とする。

第 19 条（付則）

1. この会則は、2001 年 4 月 1 日より施行する。
2. 2005 年 4 月 1 日一部改訂
3. 2008 年 4 月 8 日一部改訂
4. 2013 年 7 月 10 日一部改訂
5. 2023 年 4 月 20 日一部改訂